

## 昭和町町制施行50周年記念冠等の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭和町町制施行50周年記念に関連し、実施する記念事業等に付す冠及びロゴマーク（以下「冠等」という。）の使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図に掲げるものとする。

(著作権)

第3条 ロゴマークの著作権は、昭和町（以下「町」という。）に属する。

(冠の名称)

第4条 冠の名称は次の各号のいずれかとする。ただし、事業の名称から町であることが容易に分かる場合には、町の名称を省略することができる。

- (1) 昭和町町制施行50周年
- (2) 昭和町町制施行50周年記念
- (3) 昭和町町制施行50周年記念事業

(対象事業)

第5条 冠使用の対象となる事業（以下「冠事業」という。）は、町制施行50周年記念事業実行委員会規約の目的に寄与し、次の各号のいずれかに該当する事業で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施されるものとする。

- (1) 町、町議会、自治会又は町関係各種団体が行う事業
- (2) 町内に活動拠点を有する個人、団体又は企業が行う事業
- (3) その他町長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、冠事業として実施できない。

- (1) 町の信用又は名誉を損なうおそれがあるとき。
- (2) 町の施策に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 政治、思想又は宗教活動の一環として行われるとき。
- (4) この要綱若しくは法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (5) 感染症対策等の公衆衛生及び災害防止のために十分な措置を講ぜられていないとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っているものの利益になるおそれがあるとき。
- (7) その他町長が不適当と認めるとき。

(冠使用の申請)

第6条 第5条第1項に規定する冠事業を実施しようとする者は、あらかじめ昭和町町制施行50周年記念冠等使用（変更）承認申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町、町議会が使用する場合
  - (2) 報道機関が報道目的で使用する場合
  - (3) その他町長が認める場合
- (冠使用の承認)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、使用の可否を昭和町町制施行50周年記念冠等使用(変更)承認決定通知書(第2号様式)又は昭和町町制施行50周年記念冠等使用不承認決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認決定において、一定の条件を付することができる。

(ロゴマークの使用)

第8条 前条第1項の規定により使用承認の決定を受けた者(以下「使用者」という。)は、別に定めるロゴマークを使用することができる。ただし、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠等として独占的に使用することはできない。

2 ロゴマークの使用の対価は、無料とする。

3 ロゴマークについては、指定された形状、色等を加工して使用してはならない。

(冠使用の変更)

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、昭和町町制施行50周年記念冠等使用(変更)承認申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を昭和町町制施行50周年記念冠等使用(変更)承認決定通知書(第2号様式)又は昭和町町制施行50周年記念冠等使用不承認決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(中止の届出)

第10条 使用者が事業を中止することとなったときは、昭和町町制施行50周年記念冠等使用中止届出書(第4号様式)により、速やかに町長に届け出るものとする。

(使用承認の取消し)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その決定を取り消すことができる。

(1) 使用者が偽り、その他不正な手段により使用の承認を受けた場合

(2) 第7条第2項の条件に違反したとき。

(3) 使用者がこの要綱に違反したとき、又は違反することが判明した場合

2 町長は、前項に規定による取消しをしたときは、昭和町町制施行50周年記念冠等使用承認取消通知書(第5号様式)により、使用者に速やかに通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により取消しをしたときは、使用者に対し、冠等の使用の差止め並びに冠等を使用したチラシ等の回収又は破棄を命ずることができる。

(損害賠償)

第12条 町は、前条の規定により決定を取消した場合において、使用者が受けた損害その

他一切の責任を負わない。

2 使用者が冠等の使用によって第三者に対して損害を与えた場合でも、町は損害賠償その他一切の責任を負わない。

3 使用者が冠等の使用により町に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(実績報告)

第13条 使用者は、当該事業が完了したときは、速やかに昭和町町制施行50周年記念冠等使用実績報告書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(庶務)

第14条 冠等の使用の承認に係る事務は、総務課政策秘書係で行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別図(第2条関係)



第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

昭和町長 塩澤 浩 様

申請者

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

㊞

電話

昭和町町制施行50周年記念冠等使用（変更）承認申請書

下記の事業を冠事業として実施したいので、冠の使用を申請します。

記

主 催 者	住 所 氏 名 電 話
事 業 名	
実 施 期 間	自 令和 年 月 日（ ） 至 令和 年 月 日（ ）
実 施 場 所	
使用する冠	
事 業 内 容	
対 象 者	
備 考	

※事業に関するチラシ・パンフレット等がある場合は添付してください。

第2号様式（第7条関係）

昭 総 第 号  
令 和 年 月 日

様

昭和町長 塩 澤 浩

昭和町町制施行50周年記念冠等使用（変更）承認決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった冠の使用について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

1 冠を使用する事業

（1）事業名

（2）実施期間 自 令和 年 月 日（ ）  
至 令和 年 月 日（ ）

（3）実施場所

2 使用する冠

3 使用の条件

4 その他

第3号様式（第7条関係）

昭 総 第 号  
令 和 年 月 日

様

昭和町長 塩 澤 浩

昭和町町制施行50周年記念冠等使用不承認決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった冠の使用について、下記の理由により不承認と決定したので通知します。

記

（不承認理由）

昭和町町制施行50周年記念冠等使用中止届出書

昭和町長 塩澤 浩 様

申請者

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

㊞

電話

令和 年 月 日付、昭総第 号で冠使用の承認を受けた事業について、昭和町町制施行50周年記念冠等の使用に関する取扱要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 主催者	住所 氏名 電話
2 事業名	
3 中止の理由	

第5号様式（第11条関係）

昭総第 号  
令和 年 月 日

様

昭和町長 塩澤 浩

昭和町町制施行50周年記念冠等使用承認取消通知書

令和 年 月 日付、昭総第 号で決定した冠使用の承認について、昭和町町制施行50周年記念冠等の使用に関する取扱要綱第11条の規定により、下記のとおり取消しましたので通知します。

記

1 事業名

2 取消理由



昭和町長 塩澤 浩 様

使用者  
氏名（名称及び代表者氏名）

㊞

昭和町町制施行50周年記念冠等使用実績報告書

令和 年 月 日付、昭総第 号で冠使用の承認された事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

主催者	住所 氏名
事業名	
実施期間	自 令和 年 月 日（ ） 至 令和 年 月 日（ ）
実施場所	
使用した冠	
事参加者数	大人_____人・子ども_____人 合計_____人
その他 (冠使用の効果など)	

※添付資料として、事業の実施状況の分かる写真を添付してください。